

○ 作成の趣旨

「仙台市地域防災計画」において、社会福祉施設等においては、入所及び通所者の安全を確保するため、防災対応を強化することが求められています。

各施設においては、入所者・通所者の人命と安全確保及び施設の保全のため、各施設の実情に応じた防災マニュアルを策定し、災害への対応の強化を図る必要があります。

本マニュアルは、災害の発生に備える平常時並びに災害が発生した場合において、各施設等が取り組む、防災対策及び災害時対応の具体的な内容や実施手順等を示すもので、各施設の防災マニュアル作成にあたり、参考として頂くものとなっています。

○ マニュアルの構成

「平常時の防災対策」編、「地震災害時の応急対策」編及び「風水害時の応急対策」編と報告様式で構成しています。また、簡潔に項目を示した「概要版」を付しています。

<緊急電話等>

消防(火災・救急) 1 1 9 警察 1 1 0 市役所 (次頁参照：施設所管課)

災害用伝言ダイヤル 1 7 1

災害用伝言板 web171 (携帯からの施設電話登録可) <https://www.web171.jp/>

仙台市防災・緊急情報ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/joh/index.html>

杜の都防災 Web (PC 版) 災害・気象・地震・避難情報等, 杜の都防災メール登録

<http://sendaicity.bosai.info/sendacity/fireinfo/index.html>

杜の都防災 Mobile (携帯版)

<http://sendaicity.bosai.info/sendacity/mobile.html>

宮城県ホームページ (宮城県砂防総合情報システム)

<http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

《対象施設・所管課一覧》

施設所管課	施設の種類
保護自立支援課 TEL 022-214-8160 Fax 022-214-8576 e-mail fuk005320@city.sendai.jp	救護施設
社会課 TEL 022-214-8141 FAX 022-214-8194 e-mail fuk005320@city.sendai.jp	社会福祉センター
障害者支援課 TEL 022-214-8188 Fax 022-223-3573 e-mail fuk005040@city.sendai.jp	障害児入所施設 障害児通所支援施設 障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 その他障害者関係施設（地域活動支援センター、福祉ホーム、相談支援事業所、障害者福祉センター）
高齢企画課 TEL 022-214-8167 Fax 022-214-8191 e-mail fuk005130@city.sendai.jp	老人福祉センター
介護事業支援課 TEL 022-214-8318 Fax 022-214-4443 e-mail fuk005180@city.sendai.jp	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 認知症高齢者グループホーム 介護老人保健施設 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所
こども若者局総務課 TEL 022-214-8201 Fax 022-214-5010 e-mail fuk005340@city.sendai.jp	地域子育て支援拠点施設（のびすく）
こども支援給付課 TEL 022-214-8180 Fax 022-214-8610 e-mail kod006160@city.sendai.jp	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 児童心理治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム
児童クラブ事業推進課 TEL 022-214-8176 Fax 022-214-8784 e-mail kod006025@city.sendai.jp	児童館・児童センター
運営支援課 TEL 022-214-8178 Fax 022-261-4427 e-mail fuk005200@city.sendai.jp	公立保育所 認可外保育施設 家庭的保育施設 事業所内保育施設
幼保企画課 TEL 022-214-8185 Fax 022-214-8784 e-mail kod006162@city.sendai.jp	認定こども園 幼稚園

<p>認定給付課</p> <p>TEL 022-214-8655 Fax 022-261-4427</p> <p>e-mail kod006161@city.sendai.jp</p>	<p>私立保育所</p> <p>小規模保育施設</p>
--	-----------------------------

平常時

- 消防計画の届出と防災設備の整備点検
- 防災体制の整備（早期通報・職員動員・避難・地域協力・夜間の体制確保、備蓄・防災資機材等の整備等）
- 施設利用者情報の管理・更新
- 防災訓練の適切な実施等（避難・消火、夜間想定、災害伝言 171）
- 立地条件の把握と、避難計画（避難に関するマニュアル）の整備
 - ・津波避難エリアⅠ及びⅡ内所在施設、水防法に定める要配慮者利用施設、土砂災害警戒区域等内所在施設の確認
 - ・福祉避難所指定施設は、福祉避難所開設・運営マニュアルにより対応

※本市の対応

- ・施設における防災対策の充実強化の指導
- ・洪水予報等伝達要領並びに土砂災害に関する情報等の伝達に関する要領に基づく対象施設設置計画の危機管理室への情報提供
- ・土砂災害警戒区域・危険箇所にある施設に関する情報の整備
- ・災害時における所管施設との連絡網の整備

地震災害発生 初動期

- 地震が発生した場合
 - 出火防止と災害情報の適切な把握
 - 入所者等の安否と施設被害状況の確認
 - 入所者等の救護・避難誘導（支援要請を含む）
 - 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、被害がない場合でも被害状況の報告
 - 地域住民・ボランティア等との協力
- 津波指示が発表された場合
 - 津波注意報 → 海岸線や河口に近づかないよう避難指示
 - 津波警報 → 津波避難エリアⅠ：区域外へ入所者・通所者を避難
 - 大津波警報 → 津波避難エリアⅠ及びⅡ：区域外へ入所者・通所者を避難

※本市の対応

- ・被害状況報告の集約
- ・報告がない施設へ連絡・現地調査・支援
- ・津波避難エリアの対象施設に注意喚起・避難状況の確認

地震が発生した場合

風水害時

洪水予報・土砂災害警戒情報、避難情報が発令された場合

- 危機管理室から該当施設へ洪水予報・土砂災害警戒情報等の情報伝達があった場合
 - 避難準備、気象情報の収集〔該当施設〕
- 危機管理室から該当施設へ避難情報（避難勧告等）が伝達された場合
 - 避難計画に基づき、安全な避難場所に避難〔該当施設〕

※本市の対応

- 該当施設への注意喚起、避難状況の確認

地震災害発生2・3日目から

- 入所者等の状況把握
 - 実態把握と結果報告
- 在宅要援護者への対応
 - 市からの緊急要請がある場合に備え、連絡体制を確保（福祉避難所指定施設は、「福祉避難所開設・運営マニュアル」による）

※本市の対応

- 入所者等の状況を踏まえ必要な支援の提供

I 平常時の防災対策

(1) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

- ①消防機関への消防計画の届出，消防機関との連携
- ②消防法令に基づく消防用設備等（スプリンクラー，屋内消火栓，自動火災報知設備等）の有資格者による定期点検の実施及び防災物品（カーテン・寝具等）の整備
- ③建築基準法令に基づく防災設備（防排煙設備・非常照明・避難階段等）の点検及び維持管理

(2) 防災体制の整備

- ①非常時の関係機関（消防局及び施設所管課）への早期通報体制・職員動員体制・避難体制・他施設との協力体制及び地域・ボランティア協力体制・利用者家族への連絡体制の確保
・連絡体制図・緊急連絡先一覧，災害時役割分担表・緊急連絡網，職員召集・参集基準，避難経路図（施設内の集合場所・施設外への経路・避難所への順路等），協力施設一覧等の作成・点検
- ②食料・資材の備蓄と定期点検
 - ・3日分以上の食料・飲料水，医薬品・衛生用品，燃料・電池等の備蓄・点検
 - ・応急復旧用資機材等の整備，非常持出品の整備・点検
 - ・備蓄食料等が不足する場合は想定し，食料・医薬品等の納入業者に災害時対応策を確認
 - ・調理委託を行っている場合には，委託業者の災害時対応を確認
- ③設備・備品等の安全対策
 - ・備品等の転倒・落下防止
 - ・ガラスの飛散防止等
- ④夜間における防災体制の整備
 - ・施設ごとの基準等に応じた所要人員の配置
 - ・身体障害者療護施設・特別養護老人ホームは，夜勤者と別の宿直者を配置
 - ・施設の種別に応じた交替制・宿直制の勤務形態の確保
- ⑤災害時情報収集の体制整備
 - ・停電時に備え，ラジオ等の準備
 - ・杜の都防災メールの配信登録（利用料無料，PC・携帯から利用可）により，災害時情報を入手

<http://sendacity.bosai.info/sendacity/bosaimail/index.html>

(3) 施設利用者情報の管理・更新

- ・施設利用者に関する情報の管理・更新，緊急時連絡先を含めた利用者名簿の作成

(4) 防災訓練の適切な実施等

- ①職員，入所者等の参加による避難・消火訓練（夜間訓練または夜間を想定した訓練を含む）の適切な実施及び職員等への防災教育の徹底
- ②地域の消防署所や消防団，婦人防火クラブ等と合同での地域防災訓練への積極的な参加
- ③災害用伝言ダイヤル 171，災害用伝言板 web171 の使用訓練
（毎月1日等に訓練可能） <https://www.web171.jp/>（携帯可）
- ④水防上上の浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の訓練

(5) 立地条件の把握と、避難計画（避難に関するマニュアル）の整備

①施設の立地条件の確認

防災上考慮すべき地域・区域に、施設が該当していないか確認

- ・津波避難エリアⅠ及びⅡ
- ・水防法に定める要配慮者利用施設（浸水想定区域）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等

*仙台市ホームページの『関連サイト』→『せんだいぐらしのマップ』→「防災」から、上記の各種の区域図が確認できる。

<http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/>

*なお、以下の各種ハザードマップも、仙台市ホームページから参照できる。

- 「津波ハザードマップ（津波からの避難の手引き（暫定版））」

→津波避難エリアⅠ，津波避難エリアⅡ

<http://www.city.sendai.jp/hinan/kurashi/anzen/saigaitaisaku/jishin-tsunami/tsunami.html#tebiki>

- 「仙台市浸水想定区域図（内水ハザードマップ）」

→内水氾濫の浸水の恐れがある区域

<http://www.city.sendai.jp/gesuido-kekaku/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/naisui.html>

- 「せんだい水害・土砂災害ハザードマップ」

→各区版・詳細版

<http://www.city.sendai.jp/kekaku/kurashi/anzen/saigaitaisaku/fusui-gai/map.html>

または、宮城県防災砂防課ホームページの「土砂災害警戒区域等確認マップシステム」参照 <http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/keikaikuiki/>

②避難計画（避難に関するマニュアル）整備

- ・避難経路の選定の際は、実際に通行し、途中の危険な箇所を点検すると共に、所要時間等を把握しておく。
- ・水防法上の浸水想定区域内の要配慮者利用施設にあつては、避難確保計画の作成が義務とされている。（Ⅲ 風水害時の応急対策 1も参照）
- ・土砂災害警戒区域等内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設にあつては、施設利用者の安全確保の観点から、上記水防法上の浸水想定区域内の要配慮者施設の取り扱いに準じ、避難確保計画を作成すること（Ⅲ 風水害時の応急対策 2も参照）

(6) 福祉避難所指定施設における対応

「福祉避難所開設・運営マニュアル」により開設手順等を作成するとともに、福祉避難所開設・運営訓練を実施する。

*福祉避難所指定施設

…仙台市ホームページの福祉避難所一覧参照

<http://www.city.sendai.jp/kenko-somu-somu/kurashi/anzen/saigaitaisaku/hinanjo/fukushi.html>

(7) 事業継続計画（BCP）の策定に努める

各施設において、(1)～(5)の各事項に加え、以下に例示する対応が有効

- ・災害時に優先して実施する事業を整理し、優先度に応じ順位付けする。
- ・災害時に想定される職員体制を考慮のうえ、優先事業を行うための手順と人員配置をシミュレーションする。
- ・関係業者等と災害時の対応を確認すること、必要ならば災害時の援助に関する相互協定の締結を行う。また、大規模な災害に備え、関連する遠隔地の施設との協力体制を構築する。

■事業継続計画（BCP）

自然災害、大火災、テロ攻撃、大規模感染症などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと（中小企業庁）。

市地域防災計画（H25.3月改定）により、社会福祉施設等は、入所及び通所者の安全を確保するため、事業継続計画（BCP）の策定に努めることとされている。【一部の社会福祉施設においては、令和6年度からは義務化される】

Ⅱ 地震災害時の応急対策

1 施設及び入所者等の安全確保対策

(1) 災害発生初動期の対応

① 出火防止と災害情報の適切な把握

a) 出火防止と消火

- ・災害発生後直ちに、火元の点検、ガス漏れの有無の確認等により、出火防止に万全を期す。
- ・出火の際には各施設の消防計画に従い通報・避難・消火に努める。

b) 災害情報の適切な把握

- ・テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。

② 入所者等の安否と施設被害状況の確認

入所者・通所者・職員の安否及び施設被害状況を確認する。

③ 救護・避難誘導

- ・負傷者等が発生した場合には、速やかにその救出、応急手当、病院等への移送を行うとともに、必要に応じ、消防機関等に支援要請を行う。
- ・施設の損壊状況や市災害対策本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所に避難させる。
- ・特に施設外に入所者等を避難させる場合にあつては、職員が利用者の医療情報等を記載した利用者名簿を携行し、到着時点呼等により所在確認を行う。また名前入りのタグ・ゼッケンを使用する等し、応答の難しい入所者等の不明・取り違えを防止する。

④ 入所者等家族への状況報告

- ・事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝える。
- ・入所者等の保護者等への引継ぎは、保護者等が直接施設又は避難場所に引き取りに来た場合のみ行うものとする。なお、保護者等の状況により引継ぎに時間を要する可能性も踏まえ対応する。

⑤ 被害状況の報告

- ・市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、巻末の「災害発生状況報告」等により、被害がない場合でも、速やかに施設所管課へ e-mail 等により報告する。(施設営業時間外・休日に発災した場合は、速やかに施設の被害状況を確認し、仙台市に報告する)
- ・災害用伝言ダイヤル 171, 災害用伝言板 web171 へ登録を行う。

<https://www.web171.jp/> (携帯可)

⑥ 地域住民・ボランティア等との協力

災害応急対策の実施にあたっては、地域住民、ボランティア、防災関係機関、入所者等の保護者等と十分連携を図りながら対応する。

(2) 津波警報等■が発表された場合の対応

※対象施設は津波避難エリアⅠ及びⅡ所在の施設

① 津波注意報が発表された場合の対応

- ・テレビ・ラジオ等により災害情報を適切に把握する。
- ・海岸線や河口に近づかないよう避難指示を行う。

② 津波警報が発表された場合の対応

- ・津波警報発表と市の避難勧告は連動しているため、警報発表を把握したら、避難指示の

対象施設（津波避難エリア I 内の施設）は、ただちに区域外へ入所者・通所者を避難させる。

（施設へ津波避難エリア I から住民等が一時避難してくることも想定されるため、近隣の津波避難ビル等を把握するなど対応に留意し、必要に応じ区・消防署等へ連絡する。）

③大津波警報が発表された場合の対応

- ・大津波警報発表と市の避難指示は連動しているため、警報発表を把握したら、避難指示の対象施設（津波避難エリア I 及びII内の施設）は、ただちに区域外へ入所者・通所者を避難させる。

■津波警報等の区分

種類	津波の高さ予想		避難指示
	数値での発表	M8.0 を超える巨大地震時の発表	
大津波警報	5m, 10m, 10m超	巨大	津波避難エリア I 及び津波避難エリア II の区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。
津波警報	3m	高い	津波避難エリア I の区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。
津波注意報	1m	(表記せず)	沿岸部及び河口部に対して避難を指示する。

(3) 入所者等の状況把握（災害発生 2～3 日目）

①実態調査と結果報告

施設における入所者等に対する適切な援護を行うため、災害発生後 2～3 日目に、入所者、通所者、利用者、職員の健康状態、援護の要否、施設の被害状況等の実態調査を実施し、施設所管課へ報告する。

②他施設等への受け入れ要請

- ・施設が被災し休業せざるを得ない場合には、利用者等を他施設で受け入れてもらう等の対応が必要となるため、施設所管課への協議を早急に行う。
- ・他施設等に受け入れてもらう場合には、施設利用者情報により入所者等の配慮事項等を適切に伝達する。

2 在宅要援護者への対応

(1) 福祉避難所指定施設（高齢者・障害者対象）

「福祉避難所開設・運営マニュアル」により対応する。

(2) (1) 以外の施設

福祉避難所としてあらかじめ指定されていない施設であっても、災害時の状況によっては、指定避難所での生活が困難な在宅要援護者の受け入れが必要になり、市から緊急に開設の要請を行う場合も考えられる。各施設においてはこのような状況も想定して、施設所管課との連絡体制の確保に十分留意する。

3 留意事項

○十分な意思疎通や情報の共有化の工夫

災害時には、外部の支援者や要援護者が施設に多数出入りすることが想定されるため、十分な意思疎通や情報共有化に向けて、次のような対応を図る。

ア 介護・看護のニーズの高い利用者・患者については、目印となるものを衣服に付すなど、外部の支援者や一般市民にも注意を喚起する。

イ プライバシー等に十分配慮したうえでケース記録等の必要な情報が綴られているファイル等にも目印を付し、ボランティア等の外部援助者が利用者の心身状況を把握しやすいようにする。

ウ 施設職員やボランティア等の援助者も名札等を付し、一目で身分が分かるようにする。

エ 利用者の状況は、病院への搬送や新しい利用者の受入れ等により日々変化することが想定されるため、利用者名簿や受入・転送先等の記録を作成する。

○入所型の社会福祉施設等の場合

介護・看護ニーズの高い方が多いため、二次災害等で施設利用が危険な場合を除き、継続的な生活ができるよう、次の点を早急に確認し、問題点があれば改善するとともに、緊急対応が必要な物資等がある場合には、その旨を施設所管課に連絡する。

また、施設利用が困難・危険な場合には、いつでも避難できるように、持ち出し資料の整理、避難経路の確認、移送手段の確保を図る。

ア ライフラインの確保

特に入所施設では、飲料水のほか、水洗トイレや洗濯等に多量の水を消費するので、節水に努め十分な量を確保する必要がある。

イ 食料品や医薬品の在庫の確保

特別な食料品（流動食等）・医薬品（インスリン等）が必要不可欠な利用者・患者については、特に在庫切れ等がないように十分確認の上確保する必要がある。

ウ 利用者・患者の心身情報の整備

利用者・患者の心身情報、特に医療情報については、外部の支援を受ける際に必要な情報がないと適切な援助が得られない可能性があるため、台帳書類として整備する必要がある。なお、個人情報保護の観点から、持出し・責任者等のルールをあらかじめ定めておく必要がある。

○通所型の社会福祉施設等の場合

- ・利用時間内に発災した場合で帰宅が困難となった利用者の安全確保のため、必要に応じて宿泊させるなどの対応を行う。
- ・通所施設の利用者は、入所施設と比較して介護・看護ニーズが相対的に低い方が多いと考えられるが、指定避難所での生活では支障が生ずる恐れがあるため、利用時間外に発災した場合であっても、必要に応じ利用者等のための暫定的な避難所として使用できるよう配慮する。（福祉避難所指定施設を除く）
- ・通所施設での生活の留意点は入所施設と同様であるが、通所施設には24時間生活することを想定した物品、設備、人員体制等が整備されていないため、暫定的に避難する方のための物資等に不足が見込まれる場合には、その旨を施設所管課へ連絡する。

Ⅲ 風水害時の応急対策

1 水防に係る情報伝達による応急対策

(1) 洪水予報等の情報伝達を受けた場合（水防に係る情報伝達対象施設[■]のみ）

各施設は、「洪水予報等情報伝達要領」（以下、「伝達要領」という。）に基づき、仙台市危機管理局から FAX により洪水予報等の情報伝達を受けた場合、入所者・通所者の避難に向けた準備を開始する。なお、テレビ・ラジオ等により、引き続き気象情報の収集等に留意する。

(2) 避難情報の情報伝達を受けた場合（水防に係る情報伝達対象施設[■]のみ）

各施設は、「伝達要領」に基づき、仙台市危機管理局から FAX により避難指示等の避難情報[■]発令の情報伝達を受けた場合、あらかじめ定めた避難計画に基づき、入所者・通所者を安全な避難場所に避難させる。

■ 水防に係る情報伝達対象施設

市「洪水予報等情報伝達要領」により、あらかじめ届け出ることにより、FAX による情報伝達の対象とされた施設。水防法第 15 条第 1 条第 3 号口の施設について、市地域防災計画で要配慮者利用施設[※]として定められたもの。

※要配慮者利用施設・・・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもので、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。

- a. 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る。）
- b. 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等
- c. 幼稚園、特別支援学校

2 土砂災害に係る情報伝達による応急対策

(1) 土砂災害警戒情報等の情報伝達を受けた場合（土砂災害に係る情報伝達対象施設[■]のみ）

各施設は、「土砂災害に関する情報等の伝達に関する要領」（以下、「要領」という。）に基づき、仙台市危機管理局から FAX により土砂災害警戒情報等の情報伝達を受けた場合、入所者・通所者の避難に向けた準備を開始する。なお、テレビ・ラジオ等により、引き続き気象情報の収集等に留意する。

(2) 避難情報の情報伝達を受けた場合（土砂災害に係る情報伝達対象施設[■]のみ）

各施設は、「要領」に基づき、仙台市危機管理局から FAX により避難指示等の避難情報[■]発令の情報伝達を受けた場合、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設所管課に連絡を入れた上で、入所者・通所者を安全な避難場所に避難させる。

■ 土砂災害に係る情報伝達対象施設

市「土砂災害に関する情報等の伝達に関する要領」により、あらかじめ届け出ることにより、FAX による情報伝達の対象とされた施設。土砂災害警戒区域等内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設。

3 留意事項

- 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、建物の上階等に避難することもある。避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、立地条件や気

象状況等を含めて総合的に判断する。

- 電気・機械設備への浸水・雨水浸入により、各設備が避難時に使えないおそれがあることに留意する。
- 特に土砂災害警戒区域等に近い施設については、避難情報が発令されていなくても、土砂災害警戒情報（気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>）を確認するとともに、斜面の状況などに注意を払い、土砂災害の前兆現象などの異変があれば自主的に避難することも必要である。
- 防災重点ため池の下流に位置している施設については、（ため池ハザードマップ https://www.city.sendai.jp/norindoboku-sebi/kurashi/shizen/norinsuisan/tameike/hazard_map.html）にて確認を行い、市からの避難情報を得ながら適切に行動すること。

■「避難情報」の種類

避難情報等	発令される状況	住居者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
～～ 〈 警戒レベル4までに必ず避難！ 〉 ～～		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●災害発生又は切迫している 状況 (必ず発令される情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

災 害 発 生 状 況 報 告 (第 報)

報告日時	月 日 時 分	
施設名・施設種別		
住所	仙台市 区	
電話・FAX	電話 ()	FAX ()
報告者名	e-mail	
災害種類	地震・水害・風害・雪害・火災・その他 ()	
被害の概要及び応急対策の状況(時刻入り)	<p>○利用者の状況 (利用者総数, 被災状況・症状(具体的に), 対応状況・119番等通報状況, 被災者年齢・性別・氏名, 避難状況等)</p> <p>○建物設備の被害状況 (建物の損壊(全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水), 室内損壊, 冷暖房設備・ボイラー・トイレ・雨漏り等)</p> <p>○職員の状況 (職員参集状況, 被災状況等)</p> <p>○ライフラインの状況 (電気, 上水道, 下水道, ガス, 電話)</p> <p>○施設周辺の状況 (地割れ, 陥没, がけ崩れ, 法面崩壊, 道路寸断)</p> <p>○その他</p>	

※ 利用者・職員の安全を確保したら, 市施設所管課(マニュアル2頁参照)へ, e-mail 等でお知らせください(速報性重視で)。

次の事態が発生した場合は報告ください。①市内で震度5弱以上の地震が発生したとき ②宮城県沿岸に津波警報または大津波警報が発表され市内に災害が発生したとき ③大雨・洪水・暴風等により市内に災害が発生したとき ④市内に大規模な火災, 爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤災害により施設利用者・職員・施設設備に被害があったとき。(①～④は, 被害がない場合でも報告してください。)

内容については, 把握できた範囲で結構です。

なお, この様式により難しい場合は, 任意の様式を使用しても結構です。(口頭でも可)

市施設所管課から別途指示があった場合はその様式で報告してください。

送付先: 仙台市役所 施設所管課 (マニュアル2頁参照)

電話 261-1111 (代表)

市役所 使用欄	時刻	対応状況等